

令和 7 年度の空家等対策について

1 旭川市の空き家の現状

(1) 管理不全空家及び特定空家等の件数（令和 8 年 3 月 31 日現在）

管理不全空家等	5 9 5 件
特定空家等	2 8 件

※管理不全空家等：適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等

特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等

(2) 空家等に関する相談件数及び相談内容の推移

年度	受付 件数	相談項目							
		倒壊	飛散	防犯	防火	落雪	衛生	景観	他
令和 2 年度	2 3 2	32	73	25	6	174	24	1	45
令和 3 年度	1 7 0	39	75	26	3	91	19	0	39
令和 4 年度	1 5 1	28	55	14	0	85	7	1	32
令和 5 年度	2 4 8	48	80	7	4	140	11	4	76
※令和 5 年度の法改正に伴い、相談項目の分類を一部変更									
年度	受付 件数	倒壊	飛散	防犯	落雪	衛生	草木	野生 動物	他
令和 6 年度	2 7 8	38	66	13	140	16	62	17	25
令和 7 年度	3 0 0	46	55	4	83	12	52	30	18

※受付 1 件に対し、複数の相談項目あり

2 主な施策実績

○不良空き家住宅等除却費補助金

（概要）老朽化が進行し地域に悪影響を与えている不良空き家住宅等を対象として、除却費用の 1/3、最大 30 万円を補助

（実績） 3 件 × 30 万 計 90 万円補助（国庫補助金 1/2）

○財産管理人選任の申立て

（概要）所有者等が不存在の特定空家等について本市が利害関係人として裁判所に財産管理人の選任申立て

（実績） 2 件 1, 015, 750 円（民法 952 条に基づく相続財産清算人）

○特定空家等緊急安全措置業務

（概要）倒壊により飛散の恐れのある建物部材等の除去

（実績） 2 件 3 1 9, 0 0 0 円

○旭川市無料空き家合同相談会

（概要）司法書士会と宅建協会との合同で空き家の所有者等を対象として相談会を開催

（実績） 令和 7 年 1 1 月 1 6 日開催 9 組参加

3 行政代執行に係る費用の徴収状況等について（資料なし）

4 成果指標の実績値（令和 7 年度末時点）

（1）特定空家等及び管理不全空家等の是正割合

成果指標	目標水準	実績値
除却件数	前年度末管理不全空家及び特定空家件数の合計値×10%	182 件＞76 件 目標達成
修繕等件数	○令和 6 年度末管理不全空家及び特定空家件数の合計値 7 6 4 件×10% = 7 6	12 件＜76 件 目標下回る※

※修繕等件数は市が把握できた件数による。

（2）倒壊等著しく保安上危険な状態にある特定空家等の数

目標値 (令和 8 年度末時点)	実績値 (令和 7 年度末時点)
4 0 棟	2 8 棟＜4 0 棟 目標達成